

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年12月15日（平成29年（独個）諮問第80号）

答申日：平成30年3月7日（平成29年度（独個）答申第80号）

事件名：本人を相手方としたハラスメント申立書が提出された状況が分かる文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、①請求1につき、これを保有していないとして不開示とし、②請求2につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書9に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とし、③請求3につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、（i）請求1につき、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり、（ii）請求2につき、本件対象保有個人情報の一部を不開示としたことは妥当であり、（iii）請求3につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年7月2日付け総法文840号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

平成27年7月2日付「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（総法文840号）に関わる通知の記載を取り消し、文書特定をやり直すことを求める。

本件開示請求は「A氏申立書」に係る真相解明とその不正対処検討のため行った。これまでの情報公開室を介しての文書開示等により、「A氏申立書」は極めて不自然で虚偽及び冤罪企図が示唆される。なおこの詳細は原保有個人情報開示請求書（資料1, 2, 3, 4を含む）を参照

して欲しい。

さて本件決定通知書には総法文840号別紙があり請求1ないし請求3の各請求について文書特定等が記述されている。以下この項目に従って記述する。

ア 請求1について

「文書不存在」とされているが、少なくとも「A氏申立書」提出に伴い、ハラスメント相談員等の文書（「取次書」；相談員からの説明による）が添付されているはずである。また次の事情から様々な該当文書の存在が示唆される。「A氏申立書」をほぼ同時期に提出された「ハラスメント申立書；特定日A提出；相手方 私；申立人 B氏（表紙部分をOHP紙に複写し添付（参考資料2））」と比較すると主要部分で字句，フォント型とサイズが一致する。実際に資料2を資料1のうえに重ねてみると，OHP紙に赤字で「」を付した1から6の部分がピッタリ重なる。特に6の記載は組織名の誤りまで一致している。これらの6箇所的一致は偶然では説明しきれない。すなわちB氏とA氏の間には密接な連絡・連携があり，あたかも独立した申立ての外観を取っているが本質は一体であることを強く示唆する。そこで資料Aを見て欲しい。なんと「全学調査委員会」から申立て（特定日B）後特定期間を経てはじめて「事実関係を調査」するとの連絡がある。一体何故特定期間放置するのか。「全学調査委員会」と「B氏」の利害が一致するような措置なのではないかと危惧される。そして申立てを促している。以上より「B氏」「A氏」「全学調査委員会」が癒着している可能性が示唆され，それに係る文書が存在すると思慮される。例えばA氏に対して申立てを促す委員会からの文書等。しかも資料Bに示されているように「解決に向けて，当事者間でよく話し合われますよう」（特定日C）と述べた一方で「調停の継続・打ち切りについて」（特定日D）を連絡している。真相解明や紛争解決より紛糾に熱心なのではと危惧される。よって「文書不存在」はありえず不正隠蔽の口実に過ぎない。再度検索し該当文書を明らかにすべきである。

イ 請求2について

特定された文書に多くの不開示部位がある。これらは再吟味して開示することを求める。既に開示された文書からも「全学委員会」の奇妙な連携が露にされている。例えば資料Cを見て欲しい。同一日（特定日E）にほぼ同一案件につき一方で「調停案を決定」し，他方でA氏提出の「調査申立書受理」をしている。“偶然”であろうか――いやいや，これらの各委員は全て全学防止対策委員会委員長指名の「全学防止対策委員会」メンバーであり，同委員長の細か

な指示を受け活動している。つまり特定意向の結果である。これらの状況から、不開示部位はそもそも法令適用に相当せず、全て開示すべきである。

ウ 請求3について

「存否応答拒否」と一括記載されているが、これはおかしい。

特定個人に係る特別な前提は設けてはならず、それらの存否に係らず個別に特定すべきである。つまり請求内容に従い保有個人情報の範囲で法令に基づき開示すべきである；この個所は“法人文書開示請求”と混同されていないか。

また原保有個人情報開示請求書には資料3が添付してあり、少なくともこの資料3文書全体は特定され開示されなくてはならない。

エ まとめ

開示文書（ex. 資料A, B, Cと原資料1, 2, 3, 4）が物語るように、背後に不正や冤罪が潜んでいる可能性が高く、「存否応答拒否」や「不開示とした理由」も単に不正等を隠蔽する口実に過ぎず、法令保護とは無関係であることが示唆される。

（本答申では添付資料は省略）

（2）意見書

諮問庁からの「理由説明書」（下記第3）について意見を記載する。

審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照し慎重に行うことを希望する。特に「1 異議申立ての経緯」及び2の「（1）異議申立ての理由」については形式論にとどまらず、文書特定不備の背景や関連事情につき実質的審査を求める。

特に最近「国立大学法人大阪大学における入学試験の出題不備とその後の不適正（隠蔽）対応；更にセンター試験監督者の居眠り」につき文部科学省を介入した事案の指導が報道された。国立大学法人の不正隠蔽体質を露呈した象徴的事案と思慮する。本諮問事件についても東北大学の暴走体質、人権侵害・隠蔽体質が見え隠れしている。添付した資料（資料1, 2）を参照。特定年数以上国立大学に特定職位で勤務し高レベルの教育・研究実績を続けてきた筆者として誠に憂慮すべき事態と思慮する。

さて、理由説明書の「1 異議申立ての経緯」に記載があるように本件では請求1ないし請求3が異議申立ての対象となっている。また異議申立書で指摘した問題点・矛盾点に関し諮問庁は2の「（2）諮問の理由」において説明を試みているが焦点を外し、論点に答えておらず、不自然ないし錯誤・虚偽の記述に始終している。東北大学の隠蔽体質である。

請求1についての説明では署名もなく虚偽作成と思われる規約違反の「申立書」を受理している。そもそも国立大学の重要事務文書として扱いが粗雑であり、規約違反である。情報開示請求し始めて明らかになった重要事実であるが、署名欄に署名が無い文書は当然受け付けられない：規約の基本中の基本である。真正な申立書なら「署名を記入せよ」「生年月日を記入せよ」「本人の氏名の読み仮名を記入せよ」などと再提出を依頼すべきであり、これを怠り本人の特定不可能な文書を受理するのは、極めて不自然であり、いかなる説明も虚偽ないし無効である。人為的操作なり不正誘導が行われたと思慮される。よってこれら隠蔽ないし不正にかかわった文書が存在すると思慮される。

なお全学調査委員会（実質は“全学対策委員会”）から特定特定組織職員に追加で文書提出を促す連絡（文書）が存在する：その結果が上記“不自然「申立書」”である。これらは別途開示されたことがあるが、今回も当然特定され開示すべき対象である。

請求2についての説明ではメール文書のみを特定しているしかも不完全である。諮問庁の説明は不備ないし虚偽が多く、信用できない。文書を再度特定し開示すべきである。

請求3についての説明では「特定の内容を動機としたことを前提」との記載があるが、客観的資料文書を添付しての請求であり、論理的に的外れである。開示業務を忌避すべく曲解したものにほかならず、冤罪体質や国立大学法人大阪大学の対応を彷彿とさせる。

諮問庁の諮問の理由は根拠もなく、論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。慎重かつ論理的に審議いただければ幸いである。

また本件の審査結果等を公表するにあたっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。

（本答申では添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年5月26日に、異議申立人から、本件対象保有個人情報の開示請求があった。

これに対し本学では、当時、相当数の開示請求を受け付け処理中であり、期限内に処理することが困難であったため、平成27年6月25日付で保有個人情報開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年7月27日に延長した。

今回、異議申立てのあった請求については、全部を開示するもののほか、開示請求者以外の個人に関する情報である法14条2号及び本学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある法14条5号に該当する不開示情

報が記載されているため、法15条により部分開示する旨の決定、また、個人を特定した上で当該個人に係る文書の開示を求めており、該当する文書の存否を回答することは、当該個人に係る法14条2号に該当する不開示情報（個人の権利利益を害するおそれのある情報）を開示することと同様の結果が生じることとなるため法17条により存否の応答を拒否する決定を、並びに、文書不存在のものを法18条2項により開示をしない旨の決定を平成27年7月2日付けで行った。

その後、平成27年7月22日付けの異議申立書が提出され、翌23日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、本件異議申立人を相手方とするハラスメント調査申立て（以下「A氏申立書」という。）に係り、ハラスメント申立書提出状況文書、また、自身が申立人となって提出した、ハラスメント調停申立てに係り、調停の開催期日とその審議内容、調停委員会の斡旋に係る活動文書、調停委員会を無視したことがわかる文書、及び「A氏申立書」の受理から調査委員会設置の経緯がわかる文書、並びに一連のハラスメント事案の契機となった内容を含め関係者の提出文書等についての保有個人情報を探求しているものである。

請求1については、当該申立書が提出された状況がわかる法人文書は作成しておらず、該当する保有個人情報はないことから不開示とする決定を行った。異議申立てを受け改めて探索したが、異議申立人が言及する申立書に添付されているとされる法人文書は保有しておらず、他に該当するものも存在しないことから、保有個人情報はないとした本学の決定は妥当なものとする。

異議申立人は、調停協議を進める一方で全学調査委員会が「A氏申立書」を受理していること、B氏が「ハラスメント申立書」を提出した後、全学調査委員会から事実関係の調査の連絡があるまで期間が空いていること、及び「A氏申立書」とB氏が提出した「ハラスメント申立書」の主要字句等が一致していることを理由に、全学調査委員会とA氏及びB氏との間に癒着があるとの疑念を抱き、それに係る文書が存在すると主張している。しかし、申立てから調査まで期間が空いたのは、ハラスメント調停と調査の申立てはほぼ同時期に行われており、調停事案の申立人と調査事案の相手方が同一人物（異議申立人）で、調停事案の相手方と調査事案の申立人はすべて特定組織所属職員であったことから、各手続きを並行して行うのは困難であると判断され、調停と調査の手續の性

質や手続に必要と思われる時間を考慮し、まず調停事案を優先し、その後調査事案を進めた方がいいのではないかとの考えに至り、調停を先に進めたためである。また、当該ハラスメント事案は、同一部局に所属する複数の職員が、自身を含め当該部署に所属する職員が受けた被害について、当該部署を代表して同一の相手を申立てた事案であるため、申立書を作成する段階で申立人の間で何らかの情報共有がなされていたことが推測されることから、同じ様式により申立書を作成したとしても、特段不自然ではないと思われる。

請求2については、調停の開催期日とその審議内容及び調停委員会の幹旋に係る活動がわかる文書として、文書1ないし文書8を特定し、また、「A氏申立書」の受理から調停委員会設置に至る経緯がわかる文書として、文書9を特定した。

文書1の「担当係長以外の係長以下職位の氏名、メールアドレス」は、法14条2号前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該記述部分により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、「調停委員会委員の氏名、メールアドレス、所属情報」及び文書6の「調停委員会の見解記述部分」並びに文書9の「委員長及び役職指定の委員並びに請求人が知り得ている委員以外の委員氏名、所属」は法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報であり、開示することにより、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査を躊躇したり負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために本学が行うべき調査制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、当該部分を不開示とした。調停協議を無視したことがわかる法人文書は保有しておらず、保有個人情報不存在として不開示とした。異議申立てを受け、改めて不開示部分について検討したが、原決定から変更すべき不開示箇所及び不開示理由は見当たらず、また、他の保有個人情報を探索したものの、開示決定したもの以外は存在しないため、本学の決定は妥当なものと考えられる。

請求3については、開示請求者以外の個人がハラスメント調査において特定の内容を動機としたことを前提として、それを示す文書の開示を求めているものであり、その存否を答えることは、特定の個人が特定の内容を動機としたという事実の有無を明らかにすることとなるため、法17条の規定により存否応答拒否とする決定を行ったものである。異議申立人は、請求内容に従い個別に特定すべきであると主張し、開示請求

書に添付された資料のうち『「ハラスメント申立て」の追加資料提出と追加申立て等の件（提出と問合せ）』は請求内容に該当するため、少なくとも当該文書は開示すべきと述べているが、当該文書は異議申立人自身が一連の事案の背景の経緯を示す資料に該当するとの考えにより添付したものであり、請求内容が特定の個人が特定の内容を動機としたことを前提としている以上、その存否を答えることは特定の内容を動機としたという事実の有無を明らかにすることであり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人を識別できる情報であり、このような事実の有無は、慣行として開示され、又は開示することが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当するとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められるものではない。よって、法17条の規定により、存否応答拒否とする本学の決定は妥当なものとする。

以上の理由から、平成27年7月2日付けの保有個人情報の部分開示決定処分を維持することは妥当と考え、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月15日 審議
- ④ 同月26日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年2月13日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年3月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、①請求1につき、これを保有していないとして不開示とし、②請求2につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とし、③請求3につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

異議申立人は、東北大学において請求1に係る保有個人情報を保有しているはずであり、請求2に係る本件対象保有個人情報の不開示部分は開示すべきであり、また、請求3に係る保有個人情報は特定し開示すべきであるとして原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、請求1に係る保有個人情報の保有の有無、請求2に係る本件対象保有個人情報の不開示部分の不開示情報該当性及び請求3に係る存否応答拒

否の妥当性について検討する。

2 請求1に係る保有個人情報の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、請求1に係る保有個人情報の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

請求1に係る開示請求は、ハラスメント全学防止対策委員会（防止対策委員会）及び同委員会の下に設置されるハラスメント全学調査委員会（調査委員会）における、特定の文書の取扱い等に係る保有個人情報の開示を求めるものであるため、原処分には当たっては、東北大学において上記各委員会の事務を行うこととされている人事給与課労務管理係（組織変更に伴い人事課職員第1係から名称変更）において探索を行ったが、該当する情報が記録された文書の存在は確認されなかったものである。

諮問に当たって改めて行った探索においても、当該請求に該当する情報が記録された文書の存在は確認されなかった。また、当該請求に係る保有個人情報の性格上、他の部局等に該当の情報が記録された文書が保管されているとすべき事情も認められないので、諮問庁としては、請求1に係る保有個人情報を保有していないとして不開示としたことは妥当であると考えます。

- (2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。したがって、東北大学において請求1に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 請求2に係る本件対象保有個人情報の不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 法14条2号に該当するとして不開示とされた部分について

当該部分は担当係長以外の係長以下の職位の職員の氏名及びメールアドレスであるところ、いずれも、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該部分について、法14条2号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められず、個人識別部分であることから法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (2) 法14条5号に該当するとして不開示とされた部分について

ア 当該部分について諮問庁は、開示することにより、結果を不服とする者から防止対策委員会等の委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント事案の処理に関して踏み込んだ発言等をちゅうちょしたり負担の重さ

を理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために東北大学が行うべき調停等の制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、同委員会の性質上、その業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する旨説明する。

イ 本件対象保有個人情報の記載等に鑑みれば、当該部分を開示することにより防止対策委員会等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法14条5号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 請求3に係る存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、開示請求者以外の個人を特定した上で、当該個人が別紙の1に掲げる請求3の「該当する内容の記載(*)の要旨」に記載された内容を動機(契機)としてハラスメント調査に関わった(申立て等を行った)ことを前提に、当該動機等に関する内容が記載された文書に記録された保有個人情報の開示を求めており、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、開示請求者以外の特定の個人が上記の特定の内容を動機(契機)としてハラスメント調査に関わった(申立て等を行った)という事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにするものであると認められる。

(2) 本件存否情報は、法14条2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。また、当該情報については、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報(同号ただし書イ)に該当するとすべき事情は認められず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法14条2号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 付言

本件は、異議申立てから諮問までに2年4か月以上が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

7 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、①請求1につき、これを保有していないとして不開示とし、②請求2につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び5号に該当するとして不開示とし、③請求3につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、(i)請求1につき、これを保有していないとして不開示としたことは、東北大学において請求1に係る保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であり、(ii)請求2につき、本件対象保有個人情報の一部を同条2号及び5号に該当するとして不開示としたことは、不開示とされた部分は、同条2号及び5号柱書きに該当すると認められるので、妥当であり、(iii)請求3につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

これまでの開示文書の中に「ハラスメント申立書；特定日F提出；相手方 私；申立人 A氏（表紙部分を参考資料1として添付）」が再三特定され開示されています（以下「A氏申立書」という）。この「A氏申立書」については、適正性および担当委員会での取り扱いにつき大きな疑惑がございます。そこで以下のような文書を開示請求致します。

そもそもこの「A氏申立書」はほぼ同時期に提出された「ハラスメント申立書；特定日A提出；相手方 私；申立人 B氏（表紙部分をOHP紙に複写し添付（参考資料2））」と比較すると、主要部分で字句、フォント型とサイズが一致する。実際に資料2を資料1の上に重ねてみると、OHP紙に赤字で「」を付した1から6の部分がピッタリ重なる。特に6の部局名の記載は誤りまで一致している。これらの6箇所的一致は偶然では説明しきれない。すなわちB氏とA氏の間には密接な連絡・連携があり、あたかも独立した申立ての外観を取っているが本質は一体であることを強く示唆する。更に問題は参考文書2のB氏の申立てである。これは一見して記載項目が不備であり、本人の署名も生年月日も欠落している。B氏本人が作成し提出したものとは認められず、「ハラスメント申立書」としては棄却すべき文書である。事実 東北大学本部はこの疑義を認め「ハラスメント申立書」ではない旨公式に認めている。

請求1 そこで「A氏申立書」が提出された状況がわかる一切の文書を開示して下さい。「A氏申立書」提出に伴い、ハラスメント相談員等の文書が添付されているはずですが、また関係委員会や委員長、特定組織の長その他から何らかの働きかけがあり提出に至った可能性があります（B氏の追加提出はそのケースです）。これら文書を漏れなく特定して下さい。

請求2 「A氏申立書」の“作成者”であるA氏およびB氏は私が特定日G付けで申し立てたハラスメント事案の人権侵害の主要当事者であり同時案が調停により合意解決した際に「1. 特定組織側が甲（私）にとった措置に手続き上の瑕疵があり、乙（特定組織側）はこれを取消すものとする」として合意文書冒頭に記載した瑕疵およびそれに伴うハラスメント行為の実行者である。この具体的内容は調停協議で詳細に審議され、結果としてすべて解決している。それにもかかわらず、A氏のこのような申立てを受けたハラスメント全学防止対策委員会は調停協議経緯を無視し受理している。そこでまず

調停の開催期日とその審議内容、調停委員会の斡旋に係る活動がわかる文書を開示して下さい。調停協議を無視したことがわかる文書も開示して下さい。その上で、「A氏申立書」の受理から調査委員会設置にいたる経緯がわかる一切の文書を開示して下さい。

（“調停”の審議こそ将来の発展と相互の信頼に基づき真相に迫る解決法である。“調査”では数や職位、都合に影響されればしばしば一方的、不公正、恣意的である。このような基本さえもが理解不十分であり、大学を劣化・崩壊させている！）

請求3 今回の一連のハラスメント申立てとその関連手続きは「特定組織側」と「ハラスメント全学防止対策委員会」そしてそのメンバーが構成する「ハラスメント全学調査委員会ないし全学調停委員会」が癒着し不公正かつ恣意的に仕組んだ可能性が危惧される。もちろんこれは危惧であり、可能性であり悪夢と信じたい。そこで、そもそもの一連事案の背景ないし特定組織側の動機（契機）について該当する内容の記載（*）された文書一切を開示して下さい。この経緯を示す文書部分を資料3として添付するので、この資料3を含め、A氏、B氏ほか関係者の提出文書、聞き取り機会の発言記録の該当部分を開示して下さい。これらの文書により、本件の本質が明確になり冤罪の経緯が特定されると期待します。

該当する内容の記載（*）の要旨

私は特定時期に特定組織特定職職員（C氏）より重大な嫌がらせ（ハラスメント）を受けた。その事案は以前解決した事案（資料3全体参照）の報復としてなされた可能性があり、「ハラスメント全学防止対策委員会」に申立てをすべく特定組織関係者およびハラスメント相談員に相談した。守秘義務に反して、B氏はC氏に連絡し（資料4）、その後様々な異常事態が生じた。すなわち私に対する不条理な嫌がらせ、差別、偽計等である。

（本答申では添付資料は省略）

2 本件対象保有個人情報記録された文書

文書1 調停委員会開催通知（メール）（計14件）

文書2 ハラスメント申立書（特定日G提出／特定日H補正後提出）

文書3 特定日I 特定時刻A－特定時刻B 申立人からの提案（※第4回調停委員会（第1回調停）申立人配布資料）

文書4 事務局から申立人あて送付の連絡メール及び申立人から事務局への連絡メール（計30件）

文書5 事務局から相手方あて送付の連絡メール及び相手方から事務局へ

の連絡メール（計 11 件）

- 文書 6 調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日 J
- 文書 7 調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日 E
- 文書 8 調停の合意文書（確認書）
- 文書 9 ハラスメント全学防止対策委員会（特定日 E）議事メモ